

市たばこ税

市たばこ税は、製造たばこの製造者、特定販売業者又は卸売販売業者が、市内の小売販売業者に売り渡した製造たばこに対してかかる税です。

1. 市たばこ税を納める人（納税義務者）

市たばこ税の納税義務者は製造たばこの製造者、特定販売業者又は卸売販売業者です。しかし、たばこの小売価格のうちには、既に市たばこ税が含まれていますので、実際に税金を負担しているのはたばこを買う人です。

2. 税額の計算

市たばこ税 = 売渡し等をした製造たばこの本数 × 税率 ←税率は1,000本あたり6,552円

【加熱式たばこの課税方式の見直し】

加熱式たばこは、紙巻きたばこよりも税負担水準が低く、課税の公平性を欠くことから、税負担差を解消するため、加熱式たばこの課税方式が見直されます。

令和8年4月1日と同年10月1日の2段階に分けて、紙巻きたばこと同程度の水準に引き上げられます。

佐賀市内で
購入されたたばこは、
佐賀市の税収入に
なります。



3. 納税の方法

製造たばこの製造業者等が、毎月算出した税額を翌月末日までに申告し、納めます。

たばこ1箱（580円）の中の税金

